

# 届出を要する行為一覧表

行為	事項	基準
建築物	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	● 延べ面積が1,000㎡を超えるもの 又は 軒の高さが7mを超えるもの 又は 地階を除く階数が3以上のもの
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 近隣商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外	● 延べ面積が1,000㎡を超えるもの 又は 高さが12mを超えるもの 又は 地階を除く階数が4以上のもの
	商業地域 工業地域 工業専用地域	● 延べ面積が1,000㎡を超えるもの 又は 高さが15mを超えるもの 又は 階数が5以上のもの
	共同住宅、寄宿舎等	● 延べ面積が1,000㎡を超えるもの 又は 地階を除く階数が3以上で、10以上の住戸を有するもの 又は 地階を除く階数が3以上で、15以上の住室を有するもの
	増築、改築	● 増築、改築を行うことで、上記事項の建築物の各基準を満たすもの ● 上記事項の建築物のうち、当該建築物の延べ面積の2分の1を超えるもの
	色彩の変更	● 上記事項の建築物のうち、当該壁面の鉛直投影面積 <sup>1</sup> の5分の1を超えるもの
工作物	建築基準法施行令第138条（工作物の指定）の規定により指定されているもの	● 高さが10m以上のもの
	増築、改築	● 増築、改築を行うことで、上記事項の工作物の各基準を満たすもの ● 上記事項の工作物のうち、鉛直投影面積又は水平投影面積の2分の1を超えるもの
	色彩の変更	● 上記事項の工作物のうち、当該壁面の鉛直投影面積の5分の1を超えるもの
	開発行為等	● 当該行為を行う区域の面積が1,000㎡以上のもの
	土石の採取	● 当該行為を行う区域の面積が300㎡以上のもの
	木竹の伐採	● 当該行為を行う区域の面積が1,000㎡以上のもの

<sup>1</sup> 鉛直投影面積：地球の表面において、先端に鉛などのおもりをつりさげて静止したときの糸と方向が同じである面と平行である面積（主に壁面などをいいます。）。次ページ参照。

## ■建築基準法施行令第138条の規定により指定されている工作物の種類

- ① 煙突
- ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ④ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤ 観光用のエレベーター、エスカレーター
- ⑥ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑦ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で、原動機を使用するもの
- ⑧ 鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉碎で原動機を使用するもの
- ⑨ アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設
- ⑩ 自動車車庫の用途に供する工作物
- ⑪ 飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもの
- ⑫ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設

## ■各壁面の鉛直投影面積・屋根面の水平投影面積の考え方

各壁面の鉛直投影面積とは、下図の面積1や面積2のこと。  
屋根面の水平投影面積とは、下図の面積3のこと。  
※見えない壁面についても同様に考えるものとします。

